

65歳超雇用推進助成金のご案内

～ 65歳超継続雇用促進コース～

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

支給要件

- ・労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、旧定年年齢（※¹）を上回る年齢に引き上げること。
- ・定年の引き上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。
- また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- ・高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置（※²）を実施すること。

支給

額

実施した制度	65歳への定年引上げ		66歳以上への定年引上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
	引き上げた年数	60歳以上の被保険者数※ ³	5歳未満	5歳以上		4歳未満	4歳以上	5歳未満	5歳以上
1～2人			10	15	20	5	10	10	15
3～9人			25	100	120	15	60	20	80
10人以上			30	150	160	20	80	25	100

■ 1事業主あたり（企業単位）1回限り（単位：万円）

～高齢者評価制度等雇用管理改善コース～

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置（高齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主の皆様を助成します。

措置の内容

- ・高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し又は導入
- ・法定の健康診断以外の健康管理（人間ドック又は生活習慣病予防検診）の導入

（注1）措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約又は就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費（注2）の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》
 （注2）措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（経費の額にかかわらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。）
 【《 》内は生産性要件を満たす場合※⁴】

～高齢者無期雇用転換コース～

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

申請の流れ

- ① 無期雇用転換制度を整備
- ② 高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置（※²）を1つ以上実施
- ③ 転換計画の作成、機構への計画申請
- ④ 転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ⑤ 機構への支給申請

支給額

- ・対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）
- ・生産性要件を満たす場合※⁴には対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）

※¹ 旧定年年齢とは・・・

就業規則等で定められていた定年年齢のうち、平成28年10月19日以降、最も高い年齢

※² 高齢者雇用管理に関する措置とは・・・

- (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b) 作業施設・方法の改善 (c) 健康管理、安全衛生の配慮
 (d) 職域の拡大 (e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進 (f) 賃金体系の見直し (g) 勤務時間制度の弾力化のいずれか

※³ 60歳以上の被保険者とは・・・

当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

※⁴ 生産性要件を満たす場合とは・・・

『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること』（生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者が発生させていないこと）が要件です。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

（企業の場合）



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 岐阜支部 高齢・障害者業務課
 (TEL: 058-265-5823)

■ お問合わせや申請は、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）までお願いします。そのほかに必要な条件、要件等もございますので、詳しくはホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）をご覧ください。